

## 第15回 柔道整復療養費検討専門委員会

配付いただいた資料の10ページ後段に「審査会の権限強化～その状況を踏まえながら引き続き検討する。」とありますが、厚労省に要望と質問をさせていただきます。

面接確認委員会の前提となる、各都道府県設置の柔整審査会の審査委員の構成が公平・公正に委嘱されているのか。

特に平成30年12月17日付、事務連絡実施要領第4条の2では、「所属している団体に属する施術管理者の面接を行わないなど、公平性の確保に努めるものとする。」とあり、施術者を代表する委員において、協定と契約の柔道整復師の審査委員が確保されているのか。以前より要望している各都道府県の柔整審査会の審査委員構成メンバーの公表をお願いします。

次に、事務連絡では、面接確認は柔整審査会が審査業務の一環として実施するものであり、地方厚生支局及び都道府県が行う指導監査業務とは異なるので、実施に当たり御留意願いたいと明記されているにもかかわらず、受領委任の協定・契約の第8章42、43、指導監査の項目に審査会の条文の記載があり、実態は指導監査業務であり、制度上問題があると考えますが、御説明をお願いします。

また、実施要領第7条3及び様式第3-1号では、面接確認委員長が施術管理者名を公表するとありますが、審査業務の一環であるなら、情報提供の可否はともかく、何ら法的権限のない審査委員長に公表権まで与えるのは、制度上問題があるのではないのでしょうか。御説明をお願いします。